

平成 29 年 3 月 31 日
国土交通省関東地方整備局
港 湾 空 港 部

記者発表資料

「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」(第2版)

の取りまとめについて

「港湾BCPによる協働体制構築に関する東京湾航行支援協議会」(平成 21 年 9 月 8 日設置、別紙 1 参照)では、平成 27 年 3 月 26 日に、大規模地震発生時において、耐震強化岸壁で緊急物資輸送船及び大型コンテナ船を受け入れることを目的とした航路啓開に係る、「東京湾航行支援に係る震後行動計画」(初版)を取りまとめました。

この度、東日本大震災において、被災地のみならず、東日本の広域で深刻なガソリン等の石油製品不足が発生したことを踏まえ、大規模地震発生時における石油、電力、ガスに係るエネルギー関係輸送船の受け入れについても新たな検討を行い、「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」(第2版)として取りまとめましたので、お知らせ致します。

◇改訂のポイント(別紙 2 参照)

1. タンカーなどのエネルギー関係輸送船を受け入れるための航路啓開を追加
2. 行動計画に対する運用体制の具体化と、柔軟性を持たせた対応の追加
3. 情報連絡手段の多重化
4. 想定船舶の大型化や追加に伴う、航路啓開のための暫定航路の見直し

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部

港湾空港防災・危機管理課 課 長 吉 田 稔

課長補佐 松 坂 省 一

【電話】045-211-7427(直通)

【FAX】045-228-5529

「港湾 BCP による協働体制構築に関する東京湾航行支援協議会」の概要について

1 協議会の目的

大規模な地震が発生した場合に、東京湾における船舶航行が支障を受けることによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、東京湾における船舶による緊急輸送活動及びその他船舶の航行活動の支援について必要な事項を協議し、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的としている。

2 協議会の構成

(1) 関係団体（17団体）

関東船主会、横浜船主会、外国船舶協会、日本内航海運組合総連合会、関東旅客船協会、東京湾水先区水先人会、（一社）千葉港湾タグセンター、東京タグセンター、横浜川崎曳船（株）、（公社）東京湾海難防止協会、（一社）日本埋立浚渫協会、（株）東洋信号通信社、石油連盟、東京電力フュエル&パワー（株）、電源開発（株）、東京ガス（株）、〔（一社）日本ガス協会は、オブザーバー参加〕

(2) 行政機関

関東運輸局、第三管区海上保安本部、関東経済産業局、千葉県県土整備部、東京都港湾局、神奈川県県土整備局河川下水道部、川崎市港湾局、横浜市港湾局、横須賀市港湾部、関東地方整備局、千葉港湾事務所、東京港湾事務所、京浜港湾事務所、東京湾口航路事務所
※事務局は、関東地方整備局港湾空港部

3 開催状況及び検討内容

- (1) 平成 21 年 9 月 8 日 協議会の設立
- (2) 平成 27 年 3 月 26 日 「東京湾航行支援に係る震後行動計画」（初版）の取りまとめ
- (3) 平成 29 年 3 月 24 日 「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」（2 版）の取りまとめ

BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

今回の主な改訂のポイント

- タンカーなどのエネルギー関係輸送船を受け入れるための航路啓開を追加
- 行動計画に対する運用体制の具体化と、柔軟性を持たせた対応の追加
- 情報連絡手段の多重化
- 想定船舶の大型化や追加に伴う、航路啓開のための暫定航路の見直し

1. 事前・震後行動計画策定の目的

「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」として、大規模地震発生時に、在湾船舶の安全を確保するとともに、障害物の発生した水域の航路啓開を早期に実施できるよう、関係者が連携して的確な対応を行うために、情報共有しておくべき事項をまとめ、策定する。

2. 想定地震と被災想定

1. 想定地震

- 都心南部直下地震（津波が発生しないケース）
- 南海トラフ巨大地震（津波が発生するケース）

2. 被災想定

- 想定地震について、内閣府の中央防災会議において想定する、震度分布及び主な定量的被害並びに南海トラフ巨大地震での津波高と到達時間を想定した。

3. 事前・震後行動計画の内容

1. 構成

- 行動計画は、事前行動と震後行動で構成。
- 事前行動としては、大規模地震発生時における役割分担を協議会会員間であらかじめ定め、定期的に訓練等を実施し、行動計画の実効性向上を図る。
- 震後行動については、事前行動であらかじめ定めた役割分担に基づき協議会会員を中心として関係者が対応する。

2. 基本的な考え方

- 大規模地震発生時の、緊急物資、エネルギー関係輸送及び国際コンテナ輸送の受入に向けた指示系統や情報収集体制、基本的な航路啓開ルート等について、あらかじめ行動計画に定めた。
- 【改訂のポイント】
 - ・初動期の航路啓開については、被災状況を踏まえて事務局である関東地方整備局で対応方針を定め、各関係機関は協定等を活用して、対応。なお、関係機関において対応が困難な場合は、関東地方整備局にて対応。
 - ・情報の錯綜や事務局との連絡が取れないなどの不測の事態により、航路啓開の方針等について、確認が困難である場合には、行動計画で定めた基本的な航路啓開ルートに基づき、自主的な判断により対応を開始。

3. 対象範囲

- 航路啓開範囲は、東京湾内における開発保全航路（退避水域を除く）、緊急確保航路、港湾区域内において航路と船舶受入対象施設を結ぶ水域及び港湾広域防災区域とする。
- 【改訂のポイント】
 - ・緊急物資やコンテナ輸送に加えてエネルギー関係輸送についても輸送支援の対象とし、船舶受入対象施設にエネルギーの供給に関する施設を追加。

4. 事前行動

1. 東京湾航行支援協議会の開催

- 協議会等を定期的開催し、発災時における役割分担や行動計画を事前に確認する。

2. 情報連絡網の構築

- 通常業務での関係を最大限活用した多様な情報連絡網を構築するものとする。
- 【改訂のポイント】
 - ・大規模地震発生時における情報共有は、様々な情報伝達手段を活用し、情報連絡の多重化を行う。

3. 訓練による行動計画の確認・改訂

- 協議会の会員により、定期的な訓練を実施し、連携体制を確認する。
- 協議会や作業部会での検討や訓練結果をもとに見直しを行い、実践的なものに改訂していく。

5. 震後行動

1. 目標

- 発災時における在港船舶、在湾船舶に対する支援及び緊急物資、コンテナ、エネルギー関係に対する輸送支援を実施するため、下表に示す目標を設定した。

支援項目	時期	復旧目標
在港船舶支援	発災直後	緊急の港外待避等の初動対応を迅速に実施。
在湾船舶支援	発災直後	出湾する必要がある場合、在湾支援の実施。
緊急物資輸送	発災後24時間以内	湾外から川崎港東扇島基幹的広域防災拠点への緊急物資輸送船第1船入港が可能となるよう、航路啓開を実施。
	発災後48時間以内	川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の海上輸送拠点への緊急物資輸送が可能となるよう、航路啓開を実施。
	発災後72時間以内	川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の各港耐震強化岸壁への緊急物資輸送が可能となるよう、航路啓開を実施。
コンテナ輸送	発災後7日以内	耐震強化岸壁への大型コンテナ船の入港が可能となるよう航路啓開を実施。
エネルギー関係輸送	発災後7日以内	エネルギー関係輸送船の入港が可能となるよう、航路警戒を実施。（人命救助のために重要な72時間を意識し対応）

2. 航路啓開基本ルート

- 航路啓開基本ルートは、対象施設と航路等を最短で結ぶ線を基本とし、法令等に基づく海上交通ルール、船種船型、緊急確保航路の範囲等を考慮して設定した。
- 【改訂のポイント】
 - ・初動期の緊急物資輸送船等の受入については、啓開済のルートを共用するなど、柔軟に対応することで、船舶の安全航行を早期に可能とする。
 - ・航路啓開要請が出された場合は、航路啓開順を変更するなど柔軟に対応。
 - ・関連・後続する作業が効率的に実施できるよう、水中の被害だけではなく、陸上施設の被害等による船舶受入不可期間、あるいは船舶受入不要なども会員に情報提供。
 - ・エネルギー関係の各社は、需要と供給の状況及び在庫の逼迫状況なども情報提供。

3. 航路啓開における暫定航路の考え方

- 船型に基づき優先啓開範囲を暫定航路として暫定水深と暫定航路幅を設定した。
- 緊急物資輸送船の船型の事前の特定は困難なことから、過去の事例を踏まえ想定した。
- エネルギー関係輸送船や大型コンテナ船の船型については、実際に就航している船舶、あるいは港湾の施設の技術上の基準・同解説を参考に想定した。
- 【改訂のポイント】
 - ・緊急物資輸送船として想定する船舶の大型化及びエネルギー関係輸送船の追加。